

一般事業主行動計画

下関第一交通株式会社

社員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備することで、子育てと仕事を両立させることができるよう行動計画を策定する。

1.計画期間 平成 27 年 7 月 1 日 ~ 平成 32 年 6 月 30 日

2.内容

目標 1：育児休業規定に関する規定の見直し

＜対策＞

- | | |
|--------------|---------------------|
| 平成 27 年 6 月～ | 育児休業規定に関する情報収集 |
| 平成 28 年 6 月～ | 社員のニーズの把握、意見聴取 |
| 平成 29 年 6 月～ | 育児休業規定に関する規定の見直しを検討 |

目標 2：育児休業の取得率を次の水準以上にする

- | | |
|---------|--------------------|
| 男性社員・・・ | 計画期間中に 1 人以上取得すること |
| 女性社員・・・ | 取得率を 80% 以上にすること |

＜対策＞

- | | |
|--------------|--|
| 平成 27 年 6 月～ | 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件
に関する事項についての周知
始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げ制度の周知
出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の周知 |
| 平成 29 年 6 月～ | 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく
育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸
制度に関する勉強会や周知 |